

裁判員経験者との意見交換会議事録

1 日時

平成25年3月19日（火）午後2時～午後4時

2 場所

福岡地方裁判所中会議室

3 主催者

福岡地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者4人

福岡地方裁判所裁判官 松 藤 和 博（第3刑事部部総括判事）

福岡地方検察庁検察官 鈴木 健太郎

福岡県弁護士会所属弁護士 古 瀬 梓

福岡地方裁判所裁判官 田 口 直 樹（第4刑事部部総括判事）

（司会）

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

※ 裁判員経験者を「経験者」と表示する。

第1 意見交換会

1 裁判員裁判に参加しての全般的な感想等

司会者：それでは、時間になりましたので、意見交換会を始めさせていただきます。私は、福岡地方裁判所第4刑事部で裁判長を務めさせていただいています田口と申します。司会進行をさせていただきます。よろしく願いいたします。今日の意見交換会は、昨年11月に判決に至った事件の裁判員を務めていただいた4名の方に参加をいただいております。皆さんには、次の二つの点から、御意見、御感想をいただきたいと思えます。一つ目は、裁判員を務められて、皆さんの感じたこと、あるいは経験されての現時点での印象とか、そういうものがあると思えますので、そういった点をお話しただいて、これから裁判員になられる方々に、実際に務めてみてどうだったかというようなことを、是非お話をいただきたいと思っております。これが、1点目です。2点目ですけれども、やはり、裁判員制度をもっとよい制度にしていくために、法曹三者の方で、実際に審理に参加いただいた皆さんが感じたところ、あるいは、こういう点をもっとこうしたらよくなるんじゃないかというようなところがあれば、そういう観点からも御意見を伺いたいと思っております。そういう点で、忌憚のない、特に2点目では辛口の意見をお願いしたいと思っております。法曹三者の方からも、今日、それぞれ参加をいただいておりますので、簡単に自己紹介をしていただきます。では、弁護士さんの方から。

弁護士：福岡で弁護士をしております鴻和法律事務所の古瀬と申します。よろしく願いいたします。

検 察 官：福岡地方検察庁で検事をしております鈴木と申します。よろしくお願
いいたします。

裁 判 官：福岡地方裁判所の第3刑事部で裁判長をやっております松藤と申します。
よろしくお願いいたします。

司 会 者：では早速、内容の方に入ってまいりたいと思いますが、大ざっぱに最初
に今日の進行の予定を私の方から御案内させていただきます。中身につ
いては、まず、裁判員を務めてみての現時点での感想とか御意見ですね、
これを20分ぐらいかけてお伺いしたいと思っています。どのようなこ
とでも結構ですので、今の時点で思っておられること、印象でも感想で
も意見でも、そういうことをお伺いしたいと思っています。その後、
実際に立ち会っていただいた審理、評議について、これが法曹三者の方
では参考にさせていただきたい中心になるんですが、手続の順序に従っ
てですね、それぞれ御意見等があればお伺いしたいと思っています。これが
2点目で、50分ぐらいかけてお聞きしたいと思っています。最後の20分
ぐらいで、これから裁判員になる方々へのメッセージといたしますか、皆
さんが実際に務めてみてどうだったかというようなことをお伺いしたい
と思っています。そういう順序で進めてまいります。その後、今日は
記者の関係の方々も傍聴されていますので、記者の方から質問があれば
その機会を設けて、この意見交換会を終了するというところで、よろしく
お願いします。それでは、早速、中身に入っていきますが、最初に裁判
員を務めてみての感想とか印象ですね、何でも結構ですので、今の時点
で思っておられること、どなたからでも御発言をいただければと思いま
すが、ありますか。全部ここで言わなくてもいいですので、とりあえず
口火を切っていただいて、あっそう言えばということで付け加えて後で
も発言いただく形で結構だと思っておりますので、いかがでしょう。では、1
番の方、お願いします。

経験者 1 : こんにちは。裁判員制度のところの裁判員というのを、私は、必然的に、日々漠然と過ごす中で、突如届いた東京最高裁判所からの郵便物に、私は何かしたんだろうかとびっくり驚きまして中身を開けたら、裁判員制度、裁判員ということで、それからしばらく1年近く忘れていたんですけども、また、郵便物が届きまして、こうこうだと。えっ選ばれたんだという、まさか裁判員制度はこういうものがあるのかなという感覚ではいたんですけども、いざ選ばれてみて、実際やってみて、人が人を裁くことによって、なるほど、こういうものかと。こういうものかというのも、自分が裁いていいんだろうかという、何かちょっと、考えさせられるものが非常にありましたけれども、いや、やっぱり、やっぱりこう、罪というものは、やっぱり重く感じて、自分の気持ちの中から、これは許してよし悪しは決めなければいけないんだなということを感じまして、ああ、やってよかったのかなと、後々思ったのは、もう、そういうふうなんです。ほんとに自分で、ちょっとこう、うやむやな点がやりながらあったんですけども、終わってみて、ああ、自分が正しいことを判断できてよかったんだなというふうには感じました。

司会者 : ありがとうございます。他の皆さんにも、御意見をお伺いしたいと思いますけども、皆さん、いかがですか。では、2番の方からお願いします。

経験者 2 : 私は、現に、東京に住んでまして、裁判のあった11月も東京に住んでいたんですけども、単身赴任で今、東京にいるもんですから、東京の方に通知が来てですね、裁判は実際、福岡であるということで、東京から、わざわざ戻ってまいるってということもあるのかなと思ってですね。現地で最終的には選任するということでですね、裁判の行われる前の週の金曜日に、こちらに来たんですけども、そこで、選ばれたということで、まあ、次の週ね、1週間、裁判に参加をさせていただくという。今回も意見交換会ということで、東京の方までわざわざその呼びかけてくると

は余り思ってなかったんですけども、せっかくのいい機会なので参加したいと思って、参加させてもらいました。そういうことで、裁判員に選ばれたっていうのは、非常に私にとって、いい経験だったなというふうに思ってまして、全てが初めての経験でしたので、最初の、選任されたときには、ほんとに法廷の見学とか連れて行っていただいて、裁判が始まる初日でしたっけ、入り方だとかいうのをちょっと練習をしたりとかですね、途中まではドラマか何か見ているような、そんな中にあるような、そんな、ちょっとドラマみたいなところもあったように思いますけども。何となく事実なんだなっていうか、こういうことをやってきてるんだなっていうような、実感として湧いてきたころにはもう、最後の判決というような感じだったような気がしています。1番の方もおっしゃってましたけども、私なんか人の人生に、そんな大きくかかわるようなことに携わっていいのかなということはありませんけれども、庶民感覚っていうのを取り入れてですね、そこらあたりは、裁判員制度ということなのかなということで、今回経験を述べさせていただきたいと思います。

司会者：では、順次、お伺いしていいですか。3番の方、よろしくお願いします。

経験者3：同じように、私も選ばれたときは、こういうのが本当に来るんだっていう簡単な気持ちでいて、裁判所に来てくださいという通知が来たときには、えっというのと、ほんとに不安だけでした。まず、来てみて、最終的には来てよかったというのが、簡単なことなんですけども、途中、いろんな人を見てきたり、証人だとか、弁護士さん、検事さんの裁判所での風景とかを見て、こんなもんなんだということもありましたけども、最後、自分が実際に立ってみて入ってみて、司法というのに興味をとるか、こういうのがあるんだっていうので、それから、書物を見たり、ちょっと興味を示してきたというのが、ほんとだと思います。

司会者：ありがとうございます。次は、4番目の方、よろしくお願いします。

経験者4：裁判員は6名なんですけれども、たった6名が参加するので、一般市民にいろんなことが、感覚が伝わるかなっていうふうな、うーんっていう気持ちがあったんですけれども、たった6名なんですけれども、実際にやってみて、テレビから見る、テレビから事件はいつも見てたんですね、少なくとも私は。そして、その裁判にかかると、当事者がいて、要するに、テレビから見るのと逆、裁判長さんたちが座っているところから逆に相手の、被告の方を見ながらお話ししたりすることで、違う場面が、逆の場面が見えてきて、なおかつ、証拠なんかいろんなことを見て、細かいいろんなことがわかって、その反対が自分の世界におりてくるような形なんです。それを、私の場合は、ほぼ1週間ぐらいかかわったんですが、そうすると、それが終わった後に、自分が見てる犯罪っていうものは、自分の世界にあるものだという実感が出て、これがつながると私の家族や友人がいますけども、その犯罪を予防しようという違う気持ち、今までも予防しないといけないっていう気持ちは漠然とあるんですけども、こういうことから、こういう方たちが生まれちゃったっていうのが実感としてわかってきたので、これは、たった6人がその経験をやったことの、それがまた6人、6人、6人で、一般市民の意見ということプラス、一般市民6人が犯罪にちゃんとかかわれる、そういう感じはしましたね。これが、どこまで実践できるかどうかは別ですけども、それが実感でした。

司会者：ありがとうございます。今、御発言いただいたことに関して、もう少し御意見などがあれば、後でお伺いしたいと思うんですけど、今、1番の方あるいは2番の方もちょっと言われてたんですけれども、やる前は裁くことの重さと言いますか、抵抗感みたいなものがあったんですけれどもというようなお話がありました。裁判員を経験する前のそういうよ

うな抵抗感というものと、実際に務められてみてのその辺の印象とかがあれば、少し補足して御意見をお聞かせいただければと思いますけれど、いかがですかね。要するに、これからやる方は、本当に裁判員として自分が人を裁けるだろうかとかですね、自分が本当に関わっていいんだろうかというのは、当然、思われていると思うんですね。その辺は、今、皆さんの御意見の中にもありました。実際に経験してみて、その辺りがどうだったのかということ、もう少し御意見をいただければと思いますけれど。1番の方、お願いします。

経験者1：選ばれて、実際、携わってきたわけですが、選ばれてよかったなどというのは、まず、どういう刑に処すかということ自体、刑の重さから、それは自分一人の意見ではなく、やはり選ばれた6名の中、裁判官の方々と話し合いの中で形ができていく、自分一人の意見はこうだけれども、人の意見を聞いたときに、なるほどそうなんだこうなんだということが、自分で感じられるものがある、ああ、やっぱり、人の意見も携わってきて初めて、こういう判決に至るんだなということを思い返してみると、ああ、やっぱり、自分もやってよかったなという感想があります。

司会者：2番の方、いかがですか。

経験者2：評議の中で、例えば、そういった動機っていうか、そういうのがあったかどうかとか、いろんな感覚的にですね、重いとか軽いだとか、そういったところは何となく意識合わせというか、できたのかなという気がするんですけど、ただ、量刑っていうかですね、となると、ちょっと幅も広いですし、最終的にはまとめていくわけなんですけども、そもそも自分自身が出した内容そのものにも、納得性というか、どこまでやるかっていうことを、一応自分なりになんというかですね、評議を通した結果を踏まえて組み立てて、量刑というのを自分なりに考えてはみたんで

すけども、そこにどこまで納得性があるかっていうと、何か、まだ納得しきれない部分もあつたりして。そういう中で判決が出て、裁判員を務めて、もう既に何か月か経ってますけれども、そのときの被告人というのは、その量刑に処されているということなんだろうなと考えたときですね、何となくこう、もやもやとしたところが、やっぱり、残ったりするんですけれども。その答えがあるのかないのか、よくわからないところで、答えを出さないといけないというところもあるのかなというふうな気もしてまして。そういう中での答えだったのかなというふうに、一応思うんですけども。

司会者：量刑は、裁判官がやってもなかなか、算数みたいに1足す1が2という答えがないので、そういうところでいろいろ悩まれているのかなというのが今の御意見だったのかなということだったんですけれどね。特に裁くことについての抵抗感みたいなものは、2番の方は、やる前とやった後では違ったところとかございますか。

経験者2：裁くと言いますか、犯した罪に対して何かしらの罰があるというのは、そういうことなのかなとももちろん思っておりますので、それを誰かが決めなきゃいけないというかですね、基本的に、そうなんだろうなと思ってまして。それに、たまたまっていうか裁判員として携わったということをおもいますね。なので、それが義務というかですね、私が選ばれたのも義務だと思っていましたので、それに対する抵抗感というのは余りなくて、ただ、納得性という意味でみると、自分自身でそこんところが納得いつてるかというところがあるっていうふうに思うんですけども。

司会者：他の皆さんも何かつけ加えて、今の点でも結構ですよ。今の時点で、裁判員を務めての感想とか、一応、他の方の御意見も出たと思います。それも踏まえて、つけ加えることとか、いかがですか。

2 審理

司会者：そうしたら、次のテーマに移らせていただいて、実際、皆さんには、裁判に参加していただいて、それぞれの事件の審理に立ち会っていただきました。手続の順序に沿ってですね、少し思い出していただいて、法曹の三者の方で、今後の参考にさせていただく御意見をお伺いしたいと思っています。裁判が始まりますと、法廷で最初に被告人が人違いでないかどうかを確認した上で起訴状が読まれて、その起訴状について認めるかどうかということを確認した上で、検察官、弁護人が最初にどんな事件か、この事件で何が問題なのかというなことを、冒頭陳述と言うんですけれども、説明をしたと思います。その場面をちょっと思い出していただいてですね、これについて、皆さんで、今、思っておられるところがあれば、お伺いしたいと思うんですけれども、どなたからでも結構ですけれども、印象でもいいですし、こうしたらよかったんじゃないかみたいな御意見があれば。何のためにそういうことをやってるのかっていうのは、皆さんの方で何か感じたところがありますか。検察官とかいろんな説明ということを体験して。では、2番の方どうぞ。

経験者2：私が担当した裁判は、4つの起訴があつてですね、性犯罪の事件だったんですけれども、その4つの事件ひとつひとつ説明はもちろんされてらっしゃったんですけれども、その説明が4つあるものですから、すごく長くて、4つの事件で、やってる人が、被告人、犯人が一緒なものですから、事件は当然似通つてまして、そういったところで違いがよくわからなくなってきたというかですね、立て続けに、長時間説明を受けてましたので、それを咀嚼するというか、何かしら手元に簡単に一枚物の資料があつたんですけれども、そのそれぞれの4つの違いだとか、何を根拠に聞けばいいのかということとかですね、ちょっとこうわからなくなってきたということがありました。3日目ぐらいに、質問とかする時間帯があ

ったけれども、それは被告人に対しての質問ですね。なので、例えば、検察官が説明されてる内容に対して、説明が、質問ができるとかですね、というようなまだ時間があれば、もう少し咀嚼ができたのかなっていうふうな印象を受けました。

司会者：今のお話ですと、担当していただいた事件は、御紹介があったように、事件が4つの事件で起訴されていて、性犯罪で、被告人が通行中の女性を4人ですかね、襲ってという性犯罪事件ですかね。最初に事件の説明があったんですけども、4つあったということもあって、ちょっと情報量が多かったんですかね。

経験者2：はい。先ほども言いましたけれど、事件が似通っているものですから、一番目の事件より3番目、4番目の事件の違いがだんだんこう、どれがどれだっというのがわからなくなっていくようなことがありました。

司会者：冒頭陳述というのは、要するに、一番、裁判のメインであります証拠調べですね。証拠調べのどこにポイントを置いて、証拠調べに臨めばいいとかですね、この事件で何が問題なのかというのを検察官、弁護人が、それぞれ主張されて明らかにするという手続段階だと思いますけど、そういった点からは、もう少しこうしたらっていうことは、工夫とか提案みたいなものはございますかね。

経験者2：4つっていう数が問題なのか、一つ一つに何かポイントがあるのか、どこを伝えようとされているのかがよくわからなかったんです。同じレベル感で全て説明されていたんで、そういうものなんだろうなとは思いつつ聞いてはいたんですけども、そうすると数が問題なんですかね。ていうのは、その辺のこう判断がつかないというのがあります。

司会者：同じ事件を担当いただいていると思うんですが、1番の方も、同じように何か感想とかございますか。

経験者1：今、2番の方がおっしゃったのも同感なんですけども、大体、長いです

ね。長いなりに、暴行なのか、暴行傷害なのか、暴行未遂なのか、どこがどういうふうに罪が重いのかという。その中の供述の中に、一つ一つ、そういう種類分けではないけども、そういうものがあると、非常にわかりやすく、なるほどというものが見えてくるんですけども、ただ、淡々と婦女暴行に関して性的なものをわいせつ行為の中で、いっしょくたにしてあるような感じがして、それがただ漠然とだらだらと聞こえるような感じがするんですね。

司会者：もうちょっと、どこがメインになるのか、山と谷をわかるような形で主張いただいた方がわかりやすいんじゃないかということですかね。

経験者2：そうですね。4つあって、共通しているのがあればそれは説明しないとかですね、違いだけを説明していただくとか。あるいは、あらかじめ裁判員になった私たちに対してですね、どういったところをポイントに聞いたらいいとか、それは言っていないのかどうかは、ちょっと先入観みたいなのがあるのかもしれないけれども、あくまで、裁判長は、メモは取らなくていいと、とにかく、きちんと聞いてくれとおっしゃられてたので、そういうふうにするようにしてたんですけども、余りにも長いのと、話が似通っているのとで、どの事件の話だったのかわからなくなってくるというところがありました。

司会者：別の事件を担当しているお二人の方にも伺いますけれども、何かありますか。

経験者4：ほとんど内容は、もしかしたら似てるかもしれないですけども、公訴事実というプリントを検察官の方ですね。最初に配っていただきました。そしたら、3人、被告人がいて、やってることは覚せい剤だから、大体、やってることは、ほぼ似てるんですけども、だーっと長い文書なんですね。私たち、緊張の上に初めて見てるので、その文字は読んでいるんですけども、頭になかなか入らない状態で、なおかつ、住所が入って、口座

番号が入って、何かもう、それが頭に入らない状態にしてるんだろうなと思うぐらいの感じで、だからもし、何々さんというのが、この住所とというのが必要な場合は、その文書の流れの中じゃなくて、括弧で別にするとか、口座番号が大切なんじゃなくて、そういう視覚からの分もちょっと考慮してもらおうと、裁判員は、一般の素人は、一等最初だったので、事件の内容がこなれてくるのに、2日目ぐらいまでかかったんですね。それは、だから、きっと2番目の方たちがおっしゃるのと、似てるんだろうなと思いますが。

司会者：3番の方は、いかがですか。

経験者3：自分がやったときには、被告人は一人しかいなくてという感じだったんですけども、最初用の紙を渡されたとき読んだら、DVから起こしたことかなっていう殺人未遂の事件だったんですけども、裁判が進むにつれて、被告人の人となりや、経歴を見て、そういうのがまたややこしい家族関係とか、そういうふうなのがわかって、だんだん、人とのつながりがだんだんよくわかんなくなって、みんなが全員この裁判員の意見が変わってきたという状態ですね。ですから、最初の冒頭陳述は、わかりかしたきたことに対してのことは、きれいに書いてあったと覚えています。しかも、わかりやすかった。皆さんの話を聞いて、一番わかりやすい冒頭陳述だったと、自分のときの裁判に関してですね、思いました。

司会者：事件の性質からいくと、3番の方の事件は、被告人が一人で、殺人未遂事件なので、他の人の話を聞くと、まだ。

経験者3：わかりやすいのかなというんですかね。

司会者：4番の方の御意見でもあったんですけど、やはり、2日目ぐらいからこなれてきたというのは、最初としては、新聞で言えば、大見出しみたいなものぐらいを言っていた方が、その場で理解しやすいんですか。

経験者4：もちろん、冒頭陳述という部分で、図解されて、ワードを駆使したような、ちゃんと御苦労されてるのはわかるんですけども、その前の公訴事実の文書がばあーっとある中で、それが読み込めないと、それが理解できないので、ほんとに最初の最初は、やっぱり、もうちょっと違う工夫が。長いずらずらずらじゃなくって、区切りがいっぱいあるような文書の方が、頭に入るなどは思いました。

司会者：4番の方の担当いただいた事件は、覚せい剤を何回も何回も密売したというような事件で、多分、別表みたいなものが付いていたんじゃないかと思うんですけど。

経験者4：そうなんです。表もあるし、いろんな住所があるんですね。マンションあちこち借りてるし、振込口座番号、口座の名前もまたあるし。これで、口座番号とか住所で私たちが罪状を決めるわけじゃ、量刑を決めることはないの、一番ポイントみたいところが、最初的时候は、頭に入るようにしていただけると助かります。

司会者：今のお話の中にも出てきましたけれど、検察官の方、あるいは弁護人の方も、説明するときに、手元にメモみたいなものですね、冒頭陳述メモというようなものをお配りして、それを見ながら、なるべくわかりやすいようにという工夫をして冒頭陳述はされてると思うんですけど、その配布された書面などについても、もし御感想とか御意見があればとは思いますが、いかがですか。あまり印象は残っていませんか。

経験者4：冒頭陳述の図解は、これほんとに、理解した2日目からはよく見えるようになったんですね。ただ、最初に読まれる検察官の方が、たまたま早口だったんだろうとは思うんですけども、頭に入らない上に早いので、全く、みんな、最初に評議のために部屋に戻ってきたときに、うん？っていう感じでしたね。

司会者：多分、たくさん事実もあった上に、3人の事件で結構大変だったと思う

んですけれど、配布された書面に関しては、他のお三方の方から何かありますか。では、2番の方、よろしく申し上げます。

経験者2：書類に対してはですね、要点がまとめられているというかですね、すごくわかりやすい資料だったと思うんです。ただ、その要点というのは、検察官の方の見方ということなんでしょうから、それだけをみるとだめだなと思うんですね。一方で、説明が、必要なことがわからないような説明が何かあるような気がしまして、そのバランスが何かもうよくないというかですね、要点だけだと何かこう事実が見えてこないというのがあるのかなということなんですけれども、それ以外のやつは全部説明で、それももちろんわかりやすいんですけれども、事実を並べているだけのようものが多々あって、それが必要な情報なのかどうなのかっていうのが、それ判断しちやいけないところもあって、全て説明してただいてることなんかもあるんだろうなと思いつつですね、とにかく説明が長いという。そのバランスが、ちょっとよくないのかなという感じはしておりました。

司会者：お願いしたとおりに厳しい御意見をいただいていますけれど、今のところまでで、法曹三者の方から確認したい点はございますか。では、古瀬さん、どうぞ。

弁護士：今のお話だとですね、弁護人の影がかなり薄い感じだったのでですね、特に弁護人の冒頭陳述について、何か印象が残っている点とか、配布した資料について何か印象に残っている点があったら、一言お願いしたいと思います。

司会者：弁護士さんからの質問ですけれども、みなさんいかがですか。弁護人の方の一番最初の冒頭陳述の役割というのは、この事件で、弁護人として問題にしているところはここですと。この証拠調べでは、ここをよく見てくださいと、皆さんに伝わったかということになると思うんですけれど

どね。あまり印象として残っておられませんか。

弁護士：特に、3番の方の事件は、事実を争うという事件で、犯罪の成立自体を争っていた事件だと思うんで、特にお聞きしたいところではあるんです。

経験者3：最初の資料を見るまではですね、弁護士さんの方は、割かし何枚かの資料がたくさんあって、検察官の方に関しては、1枚の紙にまとめられてるんですよ。一番最初にもらった分の配布数については、すごくわかりやすかったんですけど、最後の方にもらった分に関しては、案外、要点が最初の分と何か違うような気がしたのは、私の感想ですね。これも皆さんかどうかわからなかったんですけども、自分個人にはちょっと内容が何か違うんじゃないかっていう感じがありました。裁判が実施されているときですね、弁護士さんの感じでは、そんなに悪い印象はなかったと思います。自分の個人的な感想だけですのでね。逆を言えばですね、証人に対しての検察側が、ちょっときついんじゃないかというのはあったんですよ。せつかく証人で来てもらっているんですけど、見るからに、証人は何も悪いことをしてないだろうって裁判員の方が思うぐらい、ちょっときつ過ぎたというのが皆さんの感想だったと思います。

司会者：今のところは、よろしいですか。では、どうぞ。

裁判官：裁判所の松藤でございます。先ほどの、2番の方の御発言の絡みで、同じような事件が4件続いたケースの審理を担当された、立ち会われたということで、冒頭陳述のときですね、例えば、検察官が4つの事件、同じようなテーマ、時間帯、同じような人に対して、同じようなことを繰り返していた、そういうところに着目しながら聞いていただきたいというふうに、最初にこう、ぽんと言われたとすると、その冒頭陳述が似たような事実を繰り返されたというお話だったんですけども、受けとめ方が大分違ってきたらというふうにお考えになりますでしょうか。

経験者2：そうですね。4つの事件で起訴されて、説明されるっていうのは当然の

でわかったけれど、何のために、そこを争って、それをはっきりさせるんだという、何のためにそれをやるのかということも、やっぱりちゃんと、それが量刑のために影響するからここをきちんとしなきゃいけないですよみたいなことが、いまいち、後になってわかったという話ですかね。

経験者2：そうですね。例えば、事件が4つあって、最初から意思があったのが1つだけだった場合だとか、4つともそうだった場合だとかで、どう違うのかがわからないまま聞いてたんですね。だから、そこが最後までよくわからなかったところもありますけども、争点がどこなのかっていうか、4つとも同じレベルで考えないといけないのかというところが、もう少し整理されると、我々も、もう少し考えやすかったのかなというふうに思いますけど。

司会者：御発言の中では、3番の方でしたか、尋問の話もちよっと出てましたので、冒頭陳述ばかりじゃなくて、今度は証拠調べの話も適宜触れていただいて、進めてまいりたいと思いますが、証拠調べというのは、検察官の方が請求した証拠書類ですね、例えば、写真だとか診断書だとか、いろんな証拠書類、場合によっては、供述調書と言って、検察官が関係者から聞き取った内容を朗読したということもあったと思います。そういうような書証の、証拠書類の取調べ。それから、被告人から直接話を聞いたり、証人から話を聞いたりという、証人尋問とか被告人質問というのがあったと思います。どれでも結構なんですけれども、先ほど、ちょっと尋問の関係が出てましたが、質問の仕方でも結構ですし、証人尋問、被告人質問の時間が長く感じたとか、短く感じたとか、そんな印象でも構いませんので、証拠調べに関して何か今の時点で印象に残っていることはございますか。では、3番の方、お願いします。

経験者3：証拠調べの件なんですけども、私の場合は、ボンネットに被害者を乗せ

て走ったっていう状態を、乗せた時点のところから国道までのところまでずっとスライドとかで見せてもらったんですけども、その度に、多分、証拠の順としては、その道のり、そんなに長くはなかったんですけども、それまでの角ですね、交差点をですね、全て、右方向から左方向からというスライドを全部、三、四か所交差点はあったんですけども、それを全部、4つの方向から見せてもらって、全員、一生懸命それを見てたんですけども、結局、最後には、それは別に証拠では、ただ、調べましたというだけのことでですね、終わったんですけども、その時間がすごく長く感じたんですよ。一番最初の頃のものだったんで、全員、一生懸命見てたんですけども、これは、全然関係ありませんという状態で終わってしまったのがですね、みんな、ちょっと拍子抜けをしたっていうのを、審理が終わった後、全員が言っていたことです。ですから、そういう関係ないことというのは、証拠としては、調べられたということはすごいことだと思いますけども、もうちょっとそこら辺を簡単にさせていただいて、もうちょっとこう着眼点をしっかり絞られたら、入り込みやすかったのかもと思いました。以上です。

司会者：証拠で何を証明するのか、それに見合った情報量で、今のお話ですと、ちょっとそこまでは要らなかったんじゃないのかと。

経験者3：要らなかったのが多かったと思います。どういう経路だっていうのはわかるんですから、もう少し、違うやり方もあったのかなというのはありますね。

司会者：今のような御意見も貴重だと思いますので、他の方も感じたところがあればお願いしたいと思いますけれど、いかがですか。4番の方、どうぞ。

経験者4：これは、もう弁護士さんの尋問の仕方なんで、ただ、裁判員が部屋に帰ってきて、雑談の中に出たんですけども、言うほどのことではないんですが、被告人が3人いるから弁護士さんもたくさんおられて、その中

で、とても被告の方を叱りあげる方法を取っている。もう、それって、こちらの印象を何か考えてなさっているのだろうと思いつつ、それをやったことで、話の全体像は、何も私たちの中では変わらなかったんですけども、弁護士さんの中で、どういうふうな尋問の仕方をしようというふうに、それぞれの担当の方が話し合っただけでそうされてるのか。とても聞きやすい弁護士さんがおられて、一人の方は滑舌が悪くて、ちょっとよくわからないっていう、早口で滑舌が、早口だからそうなってあるんでしょうけど。もう一度弁護士さんに質問をっていうチャンスはないので、3人おられると、その差がとても私たちには印象に残ったんですよ。これは、ちょっとすいません、余談みたいな感じですけど。

司会者：いや、尋問技術という点では、大事だと思いますので。特に、4番の方に担当していただいた事件は、今も御紹介があったみたいに、被告人が3人いて、多分、被告人一人に二人の弁護人がついていると思いますので、合計6人の弁護士さんがおられて、やっぱりこう、それだけいると多分、比較をしようと思わなくてもしてしまうという、いろいろ感じられたところがあったという話ですかね。今、聞きやすい方と、早口で滑舌が悪くてという話が具体的にありましたけれど、聞きやすいというのは、どういうことが聞きやすかったのかというのは、どんな感じですか。

経験者4：しゃべるときに、ちゃんと間があるんですよ。検事さんに対しても最初に申しあげましたように、間があることで、ちょっと頭の中で咀嚼できて、次を聞けるんですよ。そして、わかったなっていう空気みたいなのがわかられて、また次をしゃべられるっていうことが、その方は、ずっと最初から何日もそういうしゃべり方だったので、わかりやすいよねっていう話はしておりました。

司会者：非常に参考になる場所ですが、よくわかります。他の皆さんも、今、尋問の話が出てますけれど、質問の仕方とかですね、そのあたりで感じ

られたこと、あるいは、こうしたらもっとよくなるんじゃないかという
ような御意見があれば伺わせていただければと思うんですけど。では、
2番の方、お願いします。

経験者2：先ほど、冒頭陳述のところで長い長いと言っていたんですけども、それ
って多分、証拠調べだとかも含んだ話だったということと、あと尋問っ
ていうところでいくとですね、そもそも実際に認めてるというところも
ありまして、最初からそういった意思があったかどうかだとかについて
言えば、そういう気持ちがあったんじゃないのみたいな質問を検察官の
方が言われていたりとか、いや、それはありませんとか、失礼ですが、
何かあんまり意味のない尋問だったなという感じがしています。後は、
弁護人の方の話が、どの時点か、ちょっとよくわからなくなっちゃって
るところがあるんですけども、弁護人の方の話の中で、被害者の会だど
か何とかにお金を支払ってみたいな話があったんですね。それは、起訴
されてからの、多分、話になるんだろうと思うんですけども、その話を
その場でされてもっていうかですね、それはそれで、だから情状酌量の
余地があるのであれば、もう単純に幾らだからどうだとかっていうのを
やればいいだけの話で、そこで議論するような話じゃないような気がし
ました。

司会者：最後の点が、ちょっと、私の方で誤解するといけませんので、議論した
っていうのは、尋問で何かやりとりがあったということなんですか。

経験者2：弁護士の方から、そういった説明があったんですね。弁護士の方から、
意思があったかなかったかだとかっていう、最初からそういうつもりじ
ゃなかったとか、あるいは、けがをさせるつもりはなかったとか、そ
れから、家族も待ってるとか、そんな話をされたのとプラス、起訴され
てる期間が長くて、体調不良を起こしたとか、さっき言いましたお金を
払っているだとかですね。体調不良だとか、お金を払っているってい

うことが、事件の量刑にどう関係するのかがよくわからないということですね。検察官の方は、もちろん、そういう説明はないんですけども、弁護人の方から、そういう説明というか報告というかがありまして、それを我々がどう受けとめればいいのか、よくわからないことがあって。事件で捕まった後の事後の話をされても、今、そこを議論するところなんだらうかっていうところを感じたと言いますか。

司会者：ありがとうございます。証拠調べの話に戻らせていただくんですけど、1番の方、2番の方に担当していただいた事件は、性犯罪ということもあって、被害者の方は、証人尋問ではなくて、検察官が被害者から聞き取った内容の供述調書というものを朗読して調べたものですね。今日、度々出てきていますが、事件が4つもあってそのあたりで何かお感じになったところとか、工夫していてこれはよかったとかですね、何か御感想とか伺うべき点があれば教えていただければと思うんですが、1番の方、お願いします。

経験者1：検察官の調書が、お話を聞いた中では、やっぱり、先ほどとちょっとかぶるところがあるんですけども、今回に限るかもわからないんですけども、検察官の口調が非常に強く感じられて、申し訳ないですけども、弁護士さんがものすごく薄く聞こえてしまうと。だから、これはもう、証拠を元に確証があるということに関して、弁護士の方からも非常に言いづらいこととか、言えない部分もあったので、御家族、身内の方を出してみたりとか。先ほど、2番の方がおっしゃったようなことがかぶっていることかもしれないんですけども、確定的なものがあって、今回は、確定的というのも、証拠自体が、ナイフにかたどったような、銀紙のナイフのようなものとか、また、マスクとか、ニット帽とか、そういうもの、もろもろがあつての証拠なんですけども、それでも、やっぱり検察官の方の特徴が非常に強く、弁護士さんが非常に弱く感じたような

気がしましたですね。

司会者：今の御意見では，検察官の方で朗読された供述調書とかもあったけれども，その凶器ですかね，使った物とかそういうものも調べたので，検察官の言っていることはわからないことはなかったというか，そういうふうに受け止めてもいいわけですね。

経験者1：そういうふうに受け止めざるを得ないような感じでした。

司会者：事件によっては，やっぱり証拠調べの内容が当然違ってますが，3番の方の担当いただいた事件では，割と証人尋問のお話がありますけれども，検察官の方の証人も，弁護側の証人も多分調べてるんじゃないかと思うんですね。それぞれの証人尋問で長く感じたか短く感じたかとか，あるいは，先ほども出てましたように質問の仕方とかですね，何かその辺で覚えておられること，印象に残っておられることはありますか。

経験者3：証人尋問に対して，時間的に長く感じたというのはなかったんですけど，証人，一人一人に弁護士さんの方は丁寧に聞かれておったという記憶があります。また証拠調べに戻りますけど，ビデオですね，経路を，写真じゃなくて，ビデオでずっと，同じ時間帯にその車が走ったのをするのはよかったんですけど，やっぱり時間帯が違ったような感じがして，事故があった時間帯は車が多かったというのがあって，ビデオ自体は，全然，車が走ってない状態。そういうのを見せられても，ほんとにこの道は多かったんだろうかというのを気がついたというところもありました。

司会者：被告人に対する質問でもいいんですけど，検察官，弁護人が質問されて，何のために何を聞いているのかとかですね，あるいは，どういうことを聞いているのかとか，そこらがちょっとわかりにくかったなみたいなことがおありだった点とかはございましたか。ないに越したことはないんですけども，もしそのようなことが，覚えているようなことがあ

ったら。それでは、特にございませんか。安心しました。それから、度々、4番の方の事件では、被告人が3人いたということもあって、一部の被告人は、確か一部自分はそのには関わっていませんという争いもあったように記録上は書かれているんですけども、結構、被告人質問というか、証人が出てきて、何人も被告人質問されて、時間的にも相当、それなりにかかっているんじゃないのと思うんですけど、その点で、大変なところとか、思われたところとか、何かありますか。

経験者4：犯罪の内容が、覚せい剤をネットで販売したという同じことを、3人がどのぐらいの量でやったかみたいなものを、簡単に言えばそんな内容なので、一人は何をして、全員が違う、微妙に違う犯罪を犯しているのだったら何か量刑をつけるのにはやりやすいんですけども、かえって、弁護士さんも細かく何度も何度も聞かれたことが、かえって私たちには、その量刑の判断がしやすかったんですね。微妙な差がやっぱりそこで、私たちの中で飲み込んでたんですね。だから、同じような犯罪ほど差をつける、全く同じ7年とか6年とか、全員同じというわけにはいかないので、そのところは、弁護士さんや検事さんが細かく質問をしてもらったことが、私たちの中ではよかったと思います。それに、とてもわかりにくくて困ったなというような尋問の仕方はなかったですね。3人いたので、三人三様で、ちょっとその印象が強かったということですね。

司会者：被告人をやっぱり3人一緒に審理するか、ばらばらに一人ずつ審理するかというのも、結構悩ましい問題もありまして、今の御発言に関してですね。まさに量刑を考えていく上で、一緒によかったなというところがあったというふうにお聞きしてもいいでしょうか。

経験者4：別々は、必ず要ると思うんですよね。個々に聞くのは要るんですけども、3人いて重複するような質問の内容になっても、そこでもう一回、確認も含めてやっていくことで、私たちの中で、3人の判断の流れがも

う一度ちゃんとわかったっていう、その半年とか1年というレベルで
量刑が判断できるような気がしましたけど。

司会者：その違いをちゃんと、検察官、弁護人が質問をしたということで、お聞きしたらよろしいですね。

経験者4：そうですね。そういうふうに、私たちは受け止めました。

司会者：ありがとうございます。証拠調べの関係で、法曹三者の方から、今までのところで確認などございますか。

裁判官：3番の方にお尋ねしたいんですけど、3番の方が担当された事件だと、いろいろ証人の方が出てきて、どんなことがあったのかというのをですね、結構細かく検察官から尋ねられたんじゃないかなというふうに想像しているんですけども、私の経験で言うと、一般的に検察官の質問って、一つの物語が出てくるまでにですね、問いが4つも5つもあって、少しずつ肉づけをしていくような質問をされてるんですね。聞いてる方は、非常にじれったいなというような気がしてるんですけども、実際、いかがだったですか。そんな質問が出てきて、何か、お感じになったようなことなんかがありましたら、ちょっとお聞かせ願いたいんですけども。

経験者3：そうですね。一つ一つに質問はされてたと思いますけども、どうしても、証人の記憶をたどりたどりの質問をされてたような印象はあります。ちょっとこう、ある程度言ったら、じゃあ、もういいですっていう感じで、証人の言葉を切られたときもあったような記憶があります。

裁判官：そこまで細かく尋ねなくても事件の中身はわかるんですけど、そんな印象は持たれなかったですか。

経験者3：それは、なかったですね。

司会者：経験者の皆さんには、証拠調べについて気がついた点があったら戻っていただければと思うんですけど、時間の関係もありますので、ちょっ

と論告弁論の関係にも入らせていただきたいと思います。論告弁論では、検察官が、これこれの理由で有罪にすべきと。こういう理由があるから、検察官としては、何年が相当であるという論告をされて、弁護人の方は、これこれの主張があるから、事件によっては無罪になると。あるいは、こういう事情があるので、刑としてはこういう刑罰を下していくべきという弁論をされた。そういう論告弁論に関して何か、冒頭陳述のところで出てきましたけれど、皆さんの方で感じになったところ、あるいは、弁護人の方によっては、具体的に、弁護人としての刑は、こういう刑が相当ですというふうに言われる弁護人と、できるだけ寛大な刑をお願いしますと言って、そこまでは言わない、事案にもよるんですけれども、そういうスタイルもありますけれども、その辺も含めて、何か皆さんの方で感じになったこととか、印象とかがあれば伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。1番の方と2番の方の事件では、弁護士さんが、何年が相当であるという意見を言われた記憶などはありますか。

経験者2：言ってないですね。

経験者1：こうこうなんでもう少し軽くしてくれ、こういうような言い方はありましたけれども、何年の刑が妥当ではないかということは、一切なかったです。

司会者：1番の方に担当いただいた事件では、弁護人が何年という意見までは言われなくて、できるだけ軽い刑にしてくださいという。

経験者1：そうですね、弁護士さんのようなそういう、刑はこれが妥当ではないかという、何年という確証たるものは一切なかったですね。

司会者：議論というか、御自身で考えられる上では、弁護士さんの意見も言っていた方がいいんですかね。そこは、別に、参考意見だから、その後で議論するには余り支障がないというか、弁護士さんに聞きたいとこ

ろかとも思いますけれど、御意見がありましたら。

経験者 2 : そもそも、検察官の方が言われていた懲役何年とかっていうのが、全く、そのときに、我々は、妥当性というか、何の判断基準もない状態で聞かされてます。そういうもんだなっていうことで受け止めてますけど。あと、弁護人の方も、だから、弁護側とすれば、これぐらいの刑というのがあれば参考になるとは思いますが、結果、ちょっとさっきも言ったんですけども、この弁護人の方が、もう何でもピンとこなかったのは、一つは、起訴のタイミングがですね、伸びたか何かで延長してるのに、その起訴したタイミングが早くて、取り下げようと何かしようとしていたのにどうのこうのとかですね、そういう話だったり、さっきの被害者の会のお金を払っているだとか、起訴後に体調を壊したりだとか、何かそういった事件そのものとは直接関係のないようなところを、いろいろ説明されていて、それをさっき、何をどう求めているのかがよくわからなかった、我々に。というのがあったので、そこをわかりやすく言ってくれれば、そういう判断の材料になるんだなっていうふうに受け止めることができたのかなとは思っています。

司会者 : ありがとうございます。今、伺った御意見の中では、検察官の求刑がどうして何年になるのかというのは、ちょっと、そこは素人の我々にはそんなものかなというぐらいしかわからなかったという御意見もあったんですけど、他の皆さん、3番の方、4番の方、求刑のこととか弁護人の弁論に関して、いかがですか。

経験者 4 : 私たちも、検事さんが何年でおっしゃった後に持ち帰って評議した中で、裁判長さんから、この犯罪の場合は量刑の幅が大体こうですよっていうふうなレクチャーがあって、それから、私たちの理解は、この中のどこかで私たちは決めるんだっていうふうにわかったんですね。だから、その中で、先ほど田口裁判官がおっしゃったように、弁護士さんが何年と

いうお応えをされても、だから助かったなっていうようなほどのことはないです。

司会者：3番の方は、何かないですか。

経験者3：決めるときは、求刑、確か8年で、結果も8年ということだったんですけど、最初は、殺人未遂って言う検察官、弁護人は無罪と言う、ほんとに○か×かという状態だったんです。刑の分に関しては、みんなで、ある程度の事例をずっと見せてもらって、それに似た事例が全くなかったんですけども、やっぱりそれは、皆と話をしました。

3 評議

司会者：ちょうど今、量刑評議の話をしていただきましたので、評議の方に入りたいと思うんですけど、評議では、やっぱり皆さんにお聞きしたいのが、自分の意見を評議でちゃんと言えたのか、あるいは十分に議論ができたかというところをお伺いさせていただきたいと思います。裁判官の方としては、やっぱり、評議をこういうふうに司会進行する上で、あるいは、そもそも審理の内容が理解できていないと、皆さんと一緒に意見交換するというのは難しくなりますので、そういった点で、今、評議を振り返っていただいて、自分としては意見が言えたかどうかというその辺から、まずは感想で構いませんので、どなたか御発言いただいて、いかがですか。1番の方、お願いします。

経験者1：実際にやってみた感想を言いますと、約半年ですか、もう終わって。その間も、ほんとに全く「無」だったんですね。だから、何の、どういう感想で何を意見を述べて、意見をどうして、自分の意思をどうするんだって、全くないんですね。今、裁判官が司会されて、こう言われて、突っ込まれて初めて、あっそうかそういうことだったんだなというのが頭の中に出てきてやっと、意見が少し言える形はあったんだなという、自

分の、ちょっと根本的に何か引き出されたようなものがあって、よかったなという気がします。

司会者：裁判官の司会進行もあって、その時点では、自分の意見はおっしゃることができたということですかね。他の皆さんは、いかがですか。2番の方、お願いします。

経験者2：最終的に、やっぱり、我々が担当した裁判だと、まず有罪無罪を争うつもりはないということで、量刑はどうかということだったので、最終的には、量刑が幾らになるかっていうことだと思うんですけども、評議をやっている中でも、量刑の話というのは、そこでは出ていなくて、一つ一つ、最初から意思があったかどうか、どう思いますかっていうことでいろんな意見を出し合って、最初から意思があったかなかったかということも議論して行って、そこは、一つずつ、これをじゃあ皆さんで議論しましょうっていうので、進めて行っていただいたのがわかりやすくですね、よかったんですけども。最後になって、じゃあ、量刑の決め方ってこうなんですっていう話だったんですね。それまでの評議っていう議論は、そのためにやっているのであれば、それは最初に言ってほしかったなと思うんですけども。量刑ってこうやって決めるっていう、言い方が変ですけども、今までの例だとかこういうふうに決めてきてるんだよって、そのためにこれから評議するんですというふうな説明の方が、わかりやすかったかと思っています。

司会者：ありがとうございます。3番の方は、いかがですか。御自身の意見が言えたか、十分に言えたかというのは。

経験者3：評議に関しては、そんなに不安になることはなく、熱の入った評議ができてたと思います。年齢層に20代の女性の方が多いという裁判員のときだったんですけども、男性が3人ぐらいで、他は、ほとんど20代の女性という感じでしたけども、そんなに年齢でどうのこうのというもの

はなかったという記憶があります。

司会者：ありがとうございます。4番の方も、よろしく申し上げます。

経験者4：私の中では、その方が何年というのが正しいかどうかは定かじゃないんですけども、みんなと討論してこうなったという充実感があったんですね。

司会者：いろいろ議論して、自分の意見も言って、それに対して、他の人からの意見も聞いて、最終的には結論に至れたという。

経験者4：そうですね、納得をして。

司会者：論告弁論、あるいは証拠調べに戻っていただいても結構です。それから評議に関して、法曹三者の方から、どなたかよろしく申し上げます。

弁護士：証拠調べの関係なんですけれども、例えば、もっとこういう順番で証拠を取り調べてもらえばわかりやすかったんじゃないかとか、逆に、例えば、時系列に沿ってやってもらえたんでわかりやすかったとか、そういった御意見等があったらお聞かせ願いたいのですけれども。

司会者：具体的に、もう少しお聞きすると、1番の方、2番の方の事件では、4つの事件があったということで、調べ方として考えられるのは、今回、量刑が問題ですから、多分、検察官の証拠をまとめて調べた後に、被告人にまとめて質問して聞いていると思うんですけれども、1つずつ調べていくような調べ方も考えられるでしょうし、あるいは、今、時系列という話が出ましたけれど、事件の順番を、その事件が起きた時間順にやるのか、あるいは起訴された順にやるのかとかで、いろいろパターンとしては考えられるんですけれども、ちょっと仮定の質問なので、わからないということであればわからないということでも結構だと思うんですけれども、何かお感じになったところを。どうしたらというよりは、自分たちの経験で、こういう点がよかったとか、こういう点はもう少しこうしてもらった方がといった感じで、御意見を伺えればと思うんですけれども

も。

経験者 2：確かに、起訴された順番にやっていったんですかね。何か時系列ではなかったようですね。そこは、そういった説明もなく、あったのかもしれませんが、理解していないまま説明されていたので、感覚的に、時系列なのかなぐらいな感じで思ってたんですけども、例えば、2番目の事件はもっと数年前だったとか、そういうことだったので、そこは確かに時系列で説明していただいた方がわかりやすかったのかなと思います。あと、印象としては、最初に起訴された事件なんではないでしょうかね、何か主に説明されてたような印象を受けてまして、4つの中で争点というか何かあるのであれば、そういった部分も説明していただいて、説明していただくとうわかりやすいんだらうなという気はしました。

司会者：ありがとうございます。他の皆さんの方でつけ加え等があれば、今の質問に関してございますか。よろしいですか。

4 これから裁判員になられる方へのメッセージ

司会者：それでは、時間の方も参りましたので、最後に、皆さんの方にですね、これから裁判員になられる方へのメッセージと言いますか、そういうことをお伺いしたいと思います。裁判員制度が始まって、もうすぐ4年になりますけれど、まだまだ裁判員を経験された方が少ないので、これから多くの皆さんに裁判員になっていただくと思うんですが、皆さん、なられる前と、なられた今、経験された後ですね、感じられていることもあると思うんですけれど。これから裁判員になられる方へのメッセージなどがありましたら、順番にお伺いさせていただければと思うんですけれど。では、1番の方から、いかがですか。

経験者 1：何度も同じことを言うようなんですけども、やっぱり、自分は、まさかという気持ちで、降って湧いたような、ほんとに宝くじにでも当たった

ような感じで、頭の中はすごいなど、自分もこういうことが実際にできるのかなと思いつつ、実際、進行していきつつ、最後、評議までいって、判決に至って、そこまで自分がよく皆さんと議論できて、よくやれたなど、いい経験をさせてもらったというのが本音です。

司会者：2番の方、よろしくお願いいたします。

経験者2：僕も、裁判だとか、これまで経験をしていないことをするわけですから、いろんな意味で緊張とかもすると思うんですけど、裁判長をはじめですね、非常に丁寧に対応していただいたので、その辺は心配することなくですね、裁判長のサポートもあってですね、やっていくわけですが。中には、なかなか意見が進んで言えなかったりとか、なかなか話がうまく簡潔に言えなかったりとか、そういうこともあるのかもしれませんが、そういうことも含めて、対象になるかどうかというところでですね、自然体で、裁判員に臨んでいただければいいのかなというふうに感じました。後は、今後の裁判員の方というんじゃなくて、全体の、運営というかですね、やっぱり、一度やってみて何となくわかったなどいうところが本音なので、2度目、もしやるとすれば、もう少し、一度経験してますから、それなりに何か納得できる評議なり、できるような気が今はしてるんです。そういう意味では、何かそういった場というか、例えば、補充裁判員じゃないけれども、そんな感じで裁判を経験するとかですね、それともう少し、できる形で裁判員の仕事ができるのかなという気がいたしました。

司会者：ありがとうございます。では、3番の方、よろしくお願いいたします。

経験者3：同じような感じになるとは思いますけども、どうしても最初は不安でいっぱい、どうなるんだろうというのが一番でしたけども、参加してよかったと思いますし、気持ち的には、もう一度、もし来ることがあれば、参加してみてもいいかなと思います。

司会者：では，4番の方，よろしく願いいたします。

経験者4：最初，とにかく緊張しますね。そして，裁判官の方と御一緒に評議する，できるのかという，裁判官という方のイメージが大体あるので，そんな方とお話がちゃんとできるかっていう不安がきっとこれからの方も最初にあると思うんですけども，とにかく裁判官の方は，私たちのとこまでおりにきてくださって説明してくださるということだけを，次の方たちにお伝えいただければ，安心してくださると思います。

司会者：ありがとうございました。大変貴重な意見をたくさんいただきました。やっぱり，法曹の側で，何のために今こういうことをしているということの皆さんに対する説明が不足しているところがあったかなというふうに，私個人は感じました。今後の運営の参考にさせていただいて，よりよい裁判員裁判になるように努めることで皆さんに感謝の形を表していきたいと思います。

第2 質疑応答

司会者：休憩は，取らない形で，続けて記者さんからとか，もし御質問があれば，質問と応答の時間を取りたいと思いますが，どなたかからございますか。

毎日新聞：幹事社からは1問にさせていただきます。裁判員を経験されたことで，先ほど少し4番の方からもお話がありましたけど，犯罪の予防ということを以前より考えるようになったと。その後の生活で，何か変わったことが御自身の意識とかでありましたかという質問で，いいことでもいいし，悪いことでもいい。例えば，いいことと言うと，裁判や事件の報道とかに関心を持っていただけるようになったとか，犯罪の予防について関心を持っていただけるようになったとか。悪いことっていうか，負担という意味で言うと，守秘義務とかもあるんで，そういう意味で精神的な負担があったとか，その後の生活で変わったことがあれば，教えてく

ださい。できれば、お一人ずつ教えてください。

司会者：御質問の内容は、よろしいですか。では、これも順番に、1番の方からお願いいたします。

経験者1：余り、自分は、裁判員制度の中の裁判員に選ばれましたということは、実際に言ってないんですね。それなので、自分としては、あんまり聞かれるのが負担になるんで、自分としては、もう変わりがなく以後も日常的に生活を行っているような状態です。

経験者2：裁判員を経験しまして、やっぱり今まで以上にですね、例えば、報道だとか新聞だとかもですね、そういった中での裁判員に関する記事というのは、何となく目に付くというかですね、気にかけるようになりました。それと後は、私は自分の職場で裁判員に選ばれた人がいまして、私が選ばれた後にですね。今、東京の方にいるものですから、埼玉の方で選ばれてたんですけども、役に立ったかどうかわかりませんが、私の経験からですね、流れだったりとか、そういったことを私がアドバイスすることができたということがありました。そういうふだんの生活ではですね、そう変化はないのかなというところですね。

司会者：3番の方、お願いいたします。

経験者3：特に悪い面というのはないですけども、これに参加して、2度ほど傍聴というのを経験させていただきました。他は、特にはないですね。

司会者：4番の方、お願いいたします。

経験者4：犯罪はテレビを見て知るものだと、新聞を見て知るものだっていうことではない気持ちは、確かにあります。道を歩いている中学生や高校生が、ちょっと不自然な行動をしているのは、それから数度見たんですけども、直接、それにかかわる勇気はまだなかったんですけども、これ、どうしたんだろう、どうしたらいいんだろうっていうふうに、確かに感じるようになりました。というのは、私がやったのが覚せい剤というこ

とだったので、その生い立ちがそういう、確かに親の無関心とかいうのも含めて、成り立ってたのがあったせいかもしれません。私の中では、確実に、その気持ちは生まれています。

司会者：ありがとうございました。他に御質問はございますか。記者さんからの質問は以上でよろしいですかね。それでは、皆さん、長時間いろいろと本当に貴重な御意見をありがとうございました。今日の皆さんから伺ったことは、今後の運用に活かしていきたいと思っております。改めて、お忙しい中、御参加していただいた皆さん方、本当にありがとうございました。では、これで、今回の裁判員経験者の意見交換会を終了いたします。お疲れさまでした。